

議案第73号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年6月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

小田公園	野球場 水泳プール
------	--------------

」

を

「

小田公園	野球場
------	-----

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

小田公園の水泳プールを廃止するため、この条例を制定するものである。